令和７年度予算審査特別委員会（第１日目）

◎　招集年月日　　令和７年３月７日（金）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年３月７日（金）　午後３時００分
◎　閉会日時　　令和７年３月７日（金）　午後３時２８分

◎　出席委員

１番	松井盛泰	６番	山田顕人
２番	花井泰子	７番	一之谷　駿
３番	笠松悦子	８番	野口久美子
４番	五十嵐捷爾	９番	木村　一
５番	吉田峰一		

◎　欠席委員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫	税務会計課長補佐	帰山淳一
副町長	大野　樹	生活福祉課長補佐	石田由美子
総務課長	森永　茂	戸籍住民係長	小林雪絵
生活福祉課長	笠松さおり	福祉医療係長	島野右蘭
保健センター長	(笠松さおり)	健康推進係長	佐藤書子
地域包括支援センター長	笠松さおり	包括支援係長	吉田太郎
税務会計課長	佐藤辰治	農業水産振興課長補佐	沖津優也
農業水産振興課長	南　一貴	産業担い手対策推進係長	(沖津優也)
商工林業振興課長	南　和敏	農業振興係長	岡本遼太郎
政策調整課長	三原知明	林業振興係長	小林　亮
建設水道課長	澤田浩一	商工観光係長	佐藤　剛
教育長	堂下則昭	管理係長	佐藤和人
教育委員会事務局長	長谷川将之	土木係長	堂守真豪
スポーツセンター長	(長谷川将之)	管財係長	東出亮二
知内高校学校事務長	高田正志	上下水道技術係長	牧野　覚
学校給食センター長	(長谷川将之)	上下水道事務係長	高橋秀平
代表監査委員	木村和義	教育委員会事務局長補佐	筒井俊介
総務課長補佐	赤松拓也	社会教育係長	堂前哲也
財政係長	川口大地	文化財係長	竹田　聡
政策調整課長補佐	大谷晃介	スポーツ振興係長	上野英孝
政策調整係長	森慎太郎		

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	高田貴明

令和７年度予算審査特別委員会議事日程

（第１号）　　令和７年３月７日（金）午後１５時２８分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１	議案第　７号	知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例の制定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委 員 長（吉田峰一）

皆様、ご苦労様でございます。令和７年度知内町議会予算審査特別委員会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本会議で予算審査特別委員会が設置され、はからずも私が委員長を仰せつかりました。委員皆様にはご迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、限られた審査期間でありますので、効果的に委員会が運営されますよう、委員皆様のご理解とご協力をお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

只今の出席委員数は、９名です。定足数に達していますので、只今より令和７年度予算審査特別委員会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

委員会の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

直ちに議事に入ります。

委員会に付託されました２０議案については、既に提案理由の説明が終了しております。

これから審査に入りますが、審査の方法は、議案第７号から１議案ごとに質疑・討論・採決の順で進めて参りたいと思います。

この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。それでは、そのように審査を進めて参ります。

委員の皆様にお願い致します。質疑については、定例会議案、一般会計予算書、特別会計予算書、予算説明資料、事業実績報告書など、まず資料名を述べ、次にページ数を示した上で、質疑されるようお願い致します。

● 議案第７号　知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例の制定について

◎ 委 員 長（吉田峰一）

次に日程第１、議案第７号、『知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例の制定について』を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

１番、松井委員。

◎ １　　番（松井盛泰）

せっかくの子育て住宅の無償住宅の関係なんですが、この子育て計画に何故この条例がのってこないのか。せっかくいい条例ですよ。これにのらないという事はどういうことなのかなあと。できれば、計画の３７ページ辺り、若しくは２３ページ辺りにこの辺が少しでも入っていれば、全体にまだ立派な計画が出来たんのではないだろうかと思いますが、所見をちょっとお話し下さい。

◎　委 員 長（吉田峰一）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今回示した計画は素案ですので、これからこの計画の中に盛り込んでいけるよう再度検討していきたいと思います。以上です。

◎　委 員 長（吉田峰一）

１番、松井委員。

◎　１　　番（松井盛泰）

この事業計画そのものは、素案ということ。なら、これをのっけてくるというようなこと。

分かりました。以上。

◎　委 員 長（吉田峰一）

他に質疑ございませんか。

６番、山田委員。

◎　６　　番（山田顕人）

議案書の２０３ページですね。説明資料の３ページですね。第１２条の部分の譲渡契約者は、次に掲げる事項を努力義務として負うじゃなくて、禁止事項だね。禁止事項のところです。子育て世代等の譲渡を受けた日から３年を経過するまで次に掲げることはしてはいけないという所で、３年経ったら何をしても良いということになると思うんですけども、その辺りはどういう要件なんでしょうか。

◎　委 員 長（吉田峰一）

政策調整課長補佐。

◎　政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。条例第１３条の中に３年を経過するまでということで、要件を加えさせて頂いております。当町としましては、３年間定住を図って頂きたいということで極力その場に住んで頂きたいということこの条件をつけさせて頂いております。ただ４年以降いろんな社会情勢の変化ですとか、家庭の事情等も変化ございますので、その中で長期的な縛りというのは少し難しいというふうに判断しておりまして、３年という事で設定させて頂いております。以上です。

◎　委 員 長（吉田峰一）

６番、山田委員。

◎　６　　番（山田顕人）

前に全協の中でもお話してて、１番議員さんも言われていました。譲渡しました、譲渡してから３年経てば無償で譲り受けた物を金額を付けて売ることができるんですよね。３年経てば。そういうことってなかなか難しいんだろうなと思うんですよね。もう少し決まりを厳しくするというか、変な話何かの町にも良いことがあれば、良いのかなと思うんですよね。５年縛りになると５年に１度国勢調査が入ってきますので、そこで町にも少し潤う所が出て

くるのかなと思うんですよね。そう思えばこの３年間を５年に延ばしても良いのかなと思うんですけども、その辺り如何でしょうか。

◎　委 員 長（吉田峰一）

政策調整課長補佐。

◎　政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。これまで入居期間というのはですね、様々議論させて頂いていたところではあったんですけども、なかなか長期となりますとやはり無償譲渡という条件もありますので、なかなかそこまで縛るという所が難しさもあるのかなと判断しておりまして、３年ということで設定したというところが条件でございます。

また、国勢調査に関しましては来年度ございますので、もし入居があればですね、そういった方達にも国勢調査の対象としてですね、拾う事ができるのかなと思います。以上です。

◎　委 員 長（吉田峰一）

６番、山田委員。

◎　６　　番（山田顕人）

その３年っていうのを５年に延ばした方が私は良いのかなと思っているんです。３年間経つ前にそれこそリフォームだとかで、町の方から助成金をもらいました。リフォームしましたと、それで仮にですよ、そのまま３年間誰も入らないでおいといて、何処かの不動産屋が買いますよと、５０万円で買いますよ、それを不動産屋が違う所で売られる可能性もあるんですよね。そこだとやはり町の方もなかなかそこは結局他の所にお金が流れていってしまうという所もあると思うんですよね。その辺よくよく考えてもらわないと困るよなと思うんですけども、その辺りどうでしょうか。

◎　委 員 長（吉田峰一）

政策調整課長補佐。

◎　政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。今お話した中で不動産業者が買い取るといったケースがあるんじゃないかということだと思うんですけども、今回譲渡を受ける方っていうのは、ある程度条件を付けさせて頂いている状況になっております。町としましては、令和７年度につきまして子育て世代を中心にですね、希望者を募っていきたいと考えております。ただその中でなかなか希望者がいないということであれば、少し間口を広げた形でですね、移住者ですとか、地域おこし協力隊ですとかそういった方達に間口を広げながら、有効活用を図っていきたいというふうに考えています。

◎　委 員 長（吉田峰一）

１番、松井委員。

◎　１　　番（松井盛泰）

せっかくですね、第１３条にきちんと文章載ってるわけですよ。これを見れば３年住んだら入っている人の自由になるという、そういう解釈の仕方じゃなくて、３年経って出る時に１回知内に戻してもらう、建物そのものを、そういう形に文書できちんと載せてなかったら、自由になるという事は無償でくれるわけだから、５万円でも１０万円でも金出して買ったっていうんなら話は別ですよ。なんぼかでも金出して買ってもらった方がいいんじゃないのっていうのはそこなんだよ。もしどうしても無償でやると言うんだったら、もし出る時には１回知内に戻してもらうよという形にしたらどうなんでしょうね。

◎　委 員 長（吉田峰一）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（三原知明）

ご説明します。まず年数については、本当に悩んだところはあるんですけど、本当に何年が妥当かっていうのは難しいところだと思います。

年数の考え方について１番議員さんのお話も含めてなんですけども、古い住宅を現状渡しで何とか活用して頂きたい、入口をあまり狭めたくない思いもあります。３年後に返すというのも手かもしれないんですけども、我々が前提として考えているのは、町の制度を使ってリフォームが入るんじゃないかと思っています。水回りとかですね、そういった場合そのものは一時的に住んだ譲渡された方の財産になりますので、なかなかその時点で町に戻すという仕組みづくりも、ちょっと難しさがあるのかなというふうにも思っています。

この関係昨年の３月もいろいろとこの場で議論させて頂いた中でも、いろんなご意見を頂戴して、昨年の段階では一時的には賃貸にして何年か住んで頂いた後に譲渡という方法もあるというお話はさせて頂いたんですけども、やっぱりハードルを下げるという意味で譲渡っていう方法も検討すべきではないかというご意見も頂戴したりしたので、様々１年間検討させて頂いた上で、こうした方式を提案させて頂きました。以上です。

◎　委 員 長（吉田峰一）

１番、松井委員。

◎　１　　番（松井盛泰）

どうも難しく考えすぎだよ。最終的にいろんな縛りを付けた中でも、最後に特に町長が認めた場合ってなんで一言いれられないの。それで全て解決するでしょ。なにも３年以内に町のリフォームの制度を使って中直す、良いですよ、中直してもらって十分でしょ。ただそれを何年か後に出る時に誰かに売るんでなくて、町に返して欲しいよと。その時に町長の一言、町長が特に認めた場合は、その限りではないってちょっと入れれば済むことでしょうが。あと言いません。

◎　委 員 長（吉田峰一）

他にございませんか。

◎　委 員 長（吉田峰一）

６番、山田委員。

◎　６　　番（山田顕人）

すみませんね。しつこくてね。仮に子育て世代の人が知内町に来ました。その無償の住宅を譲り受けます、もらいました。その前段で、何処かの不動産屋さんと３年経った、４年経った、これで私買いますよ、というような話をされていれば、そういうこともありますよね、実際のところ。

そこで対処できるかと言えば出来ないんじゃないですか、きっと。

◎　委 員 長（吉田峰一）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（三原知明）

今仰ったケースを想定するのは、ちょっと難しいですし、今なかなか古い空き家の現状価格を見るとほとんど値段は上物には付いていなくて、土地の値段で取引されているような例はよく見るんですが、そこでリフォームした時にリフォーム費用の半分は、その持ち主の支

出で、改修できる仕組みになるのかどうかっていうのも、ちょっとお答えしにくいですけども、一方ではそれを良しとするわけではないんですが、空き家が活用されて定住に繋がってという効果っていうのも、期待しているわけですので、誘導化することを全面的に否定するのも少し難しいなというふうに感じています。

◎　委 員 長（吉田峰一）

６番、山田委員。

◎　６　　番（山田顕人）

言っていることも分かりました。先程１番議員さんが言っていたように町に戻すという事もあり得るけれども、リフォーム関係でお金を使いましたと、本人も当然お金を使いますということなんであれば、もしよければ町が買い取りますよ、３年で出ていくんであれば町が買い取りますよという形にすると、そこは防げるんじゃないかと思うんですよね。如何でしょう。

◎　委 員 長（吉田峰一）

暫時休憩します。

（　休憩　午後３時１５分）

（　再開　午後３時２５分）

◎　委 員 長（吉田峰一）

休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

６番、山田委員。

◎　６　　番（山田顕人）

建物を譲渡されましたということで、恐らく登記だとかのそういう費用はどちらの方で持つような形になるんでしょうか。

◎　委 員 長（吉田峰一）

政策調整課長補佐。

◎　政策調整課長補佐（大谷晃介）

ご説明致します。登記に関しましては、町の方で作業を行うことになるんですけども、登録料だけはご自身の負担という形になりますので、２万円位はご負担されるというような状況かと思います。以上です。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　委 員 長（吉田峰一）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。
したがって、議案第７号は、原案のとおり決定致しました。

◎　委 員 長（吉田峰一）
お諮りします。
本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定致しました。
本日はこれで延会致します。

（　延会　午後３時２８分　）